

税務情報

国税庁 ― 所得合算ルールに相当する制度に係る Q&A の改訂版等の公表

2023 年度税制改正で創設され、2024 年度税制改正及び 2025 年度税制改正で見直しが行われた OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された第 2 の柱に係るグローバル・ミニマム課税のうち所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」について、国税庁は、本制度の疑問点等について税務上の取扱いを取りまとめた Q&A を公表^(*)しています。

国税庁は 10 月 31 日、[「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A」](#)のページにおいて、(1) 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分の Q&A（改訂版）及び (2) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分の Q&A（新設）を公表しました。

(1) 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分の Q&A（改訂版）■ [各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A 令和 5 年 12 月（令和 7 年 10 月改訂）](#)（PDF 2,477KB）

2025 年 1 月公表の Q&A^(*) に、たとえば以下の改訂が行われたものです。

- 2025 年 9 月 26 日に公表された[「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」](#)^(*)における法人税基本通達 18-2-1（構成会社等の従業員又はこれに類する者の範囲）の改正の内容が、「Q13 実質ベース所得除外額のうち特定費用の額の範囲」等に反映されました。
- 構成会社等が恒久的施設等を有する場合の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーについて、「Q16（1）移行期間 CbCR セーフ・ハーバーにおける措法第 66 条の 4 の 4 第 1 項の国別報告事項の意義」の解説が改訂され、「Q16（2）構成会社等が恒久的施設等を有する場合の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーにおける調整」が追加されました。

(2) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分の Q&A (新設)

■ [各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A 令和 7 年 10 月](#) (PDF 3,025KB)

上記 (1) の Q&A に、たとえば以下の 2025 年度税制改正を踏まえた改訂が行われたものです。

- 個別計算所得等の金額の計算における、構成会社等に係る恒久的施設等の特例適用前個別計算所得等の金額が零を下回る場合の取扱いに関する改正の内容が、「Q8 恒久的施設等に損失が生じた場合の個別計算所得等の金額の計算」等に反映されました。
- 被配分当期対象租税額の改正の内容が、「V 2 (4) 被配分当期対象租税額」の解説に反映され、「Q9 被配分当期対象租税額の計算」が追加されました。
- 被配分繰延対象租税額の創設が、「V 2 (6) 被配分繰延対象租税額」の解説に反映され、「Q12 被配分繰延対象租税額の計算」が追加されました。
- 取戻繰延税金負債の改正の内容が、「VI 5 (3) 取戻繰延税金負債に相当する金額」の解説に反映され、「Q17 後入先出法及び先入先出法による取戻繰延税金負債の算出」が追加されました。

(*1) Q&A の公表については、以下の e-Tax News でお知らせしています。

- 初版 (2023 年 12 月公表)
[e-Tax News No.297 「国税庁 — 所得合算ルールに係る Q&A の公表」](#)
(2023 年 12 月 26 日発行)
- 第 2 版 (2024 年 9 月公表)
[e-Tax News No.317 「国税庁 — 所得合算ルールに係る Q&A の改訂版の公表」](#) (2024 年 9 月 17 日発行)
- 第 3 版 (2025 年 1 月公表)
[e-Tax News No.326 「国税庁 — 所得合算ルールに係る Q&A の改訂版の公表」](#) (2025 年 1 月 29 日発行)

(*2) [e-Tax News No.339 国税庁 — 所得合算ルールに相当する制度等に係る法令解釈通達の公表](#) (2025 年 9 月 30 日発行) にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.